令和7年度家畜人工授精師(牛:家畜人工授精)養成講習会 開催要領

1 目 的

この講習会は、家畜人工授精に関する知識・技能を修得させるために必要な科目について講習及び修業試験を実施し、家畜人工授精の業務を行う家畜人工授精師の養成を図り、家畜改良増殖の発展に資することを目的とする。

2 開催者

島根県

3 開催場所

(1) 学科及び実習

島根県立農林大学校(大田市波根町 970-1) 島根県畜産技術センター(出雲市古志町 3775) 島根県家畜病性鑑定室(出雲市神西沖町 918-4)

(2) 修業試験

島根県立農林大学校(大田市波根町970-1)

4 開催期間

- (1) 学科・実習 令和8年1月19日(月)~2月19日(木)
- (2) 修 業 試 験 令和8年2月19日 (木) ~2月20日 (金) 但し、土、日曜日及び祝日は休講とする。

5 受講資格

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を 有すると認める者。
- (2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者。

6 受講者の調整

- (1) 受講資格を有し、受講を希望する者は、令和7年12月1日(月)までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨申し出ること。
- (2) 受講希望者の数が受講定員を超えたときなどは、次の事項を勘案して受講者の調整を行う場合がある。 ア 家畜人工授精の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができると認められるもの
 - イ 家畜人工授精師の免許取得後、家畜人工授精の業務に従事しようとする者で地域の家畜改良増殖の 発展に資すると認められるもの
- (3) 家畜保健衛生所から受講できる旨の連絡を受けた者は、受講手続をとること。

7 受講手続

下記(1)~(3)について、次のいずれかの方法で提出することとする。

- ・県収入証紙を受講願書所定の欄に貼付し、住所地を所管する家畜保健衛生所長に提出する
- ・しまね電子申請サービスにより申請及び納付する
- (1) 提出書類:受講願書(様式第1号)

受講免除科目証明書(大学等において受講免除科目を修めたことを証する書面:様式第2号)

(2) 受講手数料:一般 18,500円

島根県立農林大学校肉用牛専攻2年生 11,960円 島根県立農林大学校短期養成コース専攻生 12,480円

(3) 提出期限: 令和7年12月15日(月)

- (4) 家畜保健衛生所長は、令和7年12月22日(月)までに受講願書を畜産課へ提出する。
- (5) 畜産課長は受講願書を審査し、受講者を決定するとともに、その結果を家畜保健衛生所長を通じて受講者に通知する。なお、受講決定後の手数料返金は行わないこととする。

7 開催内容

- (1) 日 程 別添のとおり
- (2) 受講人員 15 名程度
- (3) 講習科目(修業試験科目)

ア 学 科 68 時間

●畜産概論
4時間
●生殖器解剖
5時間
●繁殖生理
13時間
●家畜の飼養管理
3時間
●精子生理
7時間
●種付けの理論
4時間

関係法規 5 時間 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 17 時間

イ実習 74 時間

●家畜の飼養管理 4 時間 発情鑑定 6 時間 家畜の審査 7 時間 精液精子検査法 8 時間

生殖器解剖 4 時間 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 45 時間

合 計 142 時間

注: ●は農林大学校肉用牛専攻2年生の受講免除対象科目。ただし、短期養成コース専攻生は実習の●の受講が必要。

(4) 修業試験

ア 受験資格

- (ア) 学科受講時間は、上記7の(3)のアに掲げる科目を通じて55時間以上(受講等免除者にあっては、 その免除科目を除き80%以上)受講していること。
- (イ) 実習受講時間は、上記7の(3)のイに掲げる科目を通じて60時間以上(受講等免除者にあっては、 その免除科目を除き80%以上)受講していること。
- イ 修業試験問題の作成

試験問題は科目ごとに担当講師が作成(100点満点)する。

ウ修業試験問題の採点

担当講師が採点し、採点表及び答案用紙を畜産課に提出する。

注:合格点 全科目平均60点以上で、50点未満の科目が2科目を超えず、かつ、40点以下の科目がないこと。

(5) 教材器具等

講習及び修業試験に必要な教材器具等については、担当講師が用意する。なお、講習会テキスト代は別途、受講者負担とする。

8 合格発表

受験者あて通知する。

9 修業試験合格証

知事は、修業試験に合格した者に対し合格証を交付する。